

アポイ岳調査研究支援センターの管理運営に関する要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、様似町内の自然などを調査研究する者等に対し、研究・宿泊施設を提供するためアポイ岳調査研究支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるとともに、大学及び研究所、団体など他の機関とのネットワークの構築を図り、もって本町の自然保護の啓発及び調査研究の促進を図ることを目的とする。

(使用の許可)

第2条 支援センターを使用しようとする者は、あらかじめアポイ岳調査研究支援センター使用申請書（別記様式第1号。以下「使用申請書」という。）により町長の許可を受けなければならない。

(使用の停止又は取消)

第3条 町長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 支援センターを使用する者（以下「使用者」という。）が目的外に使用したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 管理上不適当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 支援センター使用に関し、町長が特に認めた場合は、使用料を減免することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書と同時にアポイ岳調査研究支援センター使用料減免申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、必要な注意を払い、使用場所及び使用備品などを良好な状態に維持しなければならない。

2 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに使用場所を現状に復さなければならぬ。

3 使用者がその使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

4 使用者は、調査研究の結果は論文、研究紀要などにより、町長に提出することを原則とする。

(使用者に対する指示)

第7条 町長は、支援センターの設備器具の保全その他研究所の管理上必要があるときは、

使用者及びその他の関係者に対し必要な指示を行うことができる。

(賠償責任)

第8条 使用者は、施設又は備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

別表（第4条関係）

使用者	使用期間	使用料
研究者等	15日目まで	1日につき 500円
	16日目以降	1日につき 250円
アポイ岳に関するボランティア活動を行う者	制限無し	無料